

鹿屋市肥育素牛導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域内一貫体制の構築による鹿屋市（以下「市」という。）の肉用牛のブランド力の向上及び経営支援による肥育農家の生産基盤の強化を図るため、市内で生産された子牛を肥育素牛として購入又は自家保留（以下「導入」という。）した肥育農家に対し、予算の範囲内において鹿屋市肥育素牛導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 肥育農家 市内に畜産施設を有し、かつ、肉用牛の肥育経営を営む法人又は個人をいう。
- (2) 肥育素牛 肥育農家が導入する肉用子牛（去勢牛又は雌牛）をいう。
- (3) せり市場 肝属中央家畜市場又は曾於中央家畜市場で行われるせり市をいう。
- (4) 平均価格 肥育素牛がせり市場でせり落とされた価格のそれぞれのせり市場における月ごとの平均の価格をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 本市に法人住民税を納税する義務がある法人又は本市の住民基本台帳に登録されている個人の肥育農家であること。
- (2) 補助金の交付申請の日以後も事業を継続する意思があること。
- (3) 市税の滞納がないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市内で生産された肥育素牛を新たに導入するために要した経費とする。

2 補助対象経費の対象となる肥育素牛（以下「対象肥育素牛」という。）は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 市内で生産された肉用子牛で、せり市場でせり落とし、かつ、市内の畜産施設で肥育するものであること。
- (2) 導入した時点において、12か月齢未満であること。
- (3) 導入に係る経費が、導入した月におけるせり市場の平均価格の2分の1以上であること。

3 補助金の交付申請において対象肥育素牛として申請できる上限頭数は、別表の左欄に掲げる前年度の2月1日時点における飼養頭数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる頭数とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、対象肥育素牛1頭当たり8万円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市肥育素牛導入支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、鹿屋市肥育素牛導入支援事業誓約書（別記第2号様式）並びにせり市場で購入した際の子牛せり市計算書及び子牛登記書を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市肥育素牛導入支援事業補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知する。

(譲渡制限)

第8条 補助金の交付対象となった対象肥育素牛（以下「交付対象素牛」という。）は、食肉市場等と畜されるまでの間、市長の許可なく他人に譲渡してはならない。

(補助金の返還)

第9条 市長は、第7条の規定による補助金の交付決定及び額の確定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定及び確定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 申請書その他関係書類に虚偽の記載をしたとき

(3) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) 交付対象素牛に重大な事故が発生した場合において、当該事故が受給者の責めに帰すべき事由によると認められるとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 鹿屋市高品質かのや和牛産地化事業補助金交付要綱(令和3年鹿屋市告示第111号)は、廃止する。

別表（第4条関係）

前年度2月1日時点飼養頭数	上限頭数
100頭以上	15頭
80頭以上99頭以下	12頭
60頭以上79頭以下	9頭
40頭以上59頭以下	6頭
39頭以下	3頭

別記

第1号様式（第6条関係）

鹿屋市肥育素牛導入支援事業補助金交付申請書

年 月 日

鹿屋市長 様

住所（所在地）

氏名（代表者名）

鹿屋市肥育素牛導入支援事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市肥育素牛導入支援事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 対象牛等

前年度2月1日時点の飼養頭数 頭（申請上限頭数 頭）

No.	個 体 識 別 番 号	性別	せり価格	導入月における 平均価格の1/2の額	導入月	市場名
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

第2号様式（第6条関係）

鹿屋市肥育素牛導入支援事業誓約書

年 月 日

鹿屋市長 様

住所（所在地）

氏名（代表者名）

（署名又は記名押印）

私は、鹿屋市肥育素牛導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）の申請に当たり、次のとおり誓約します。

- 1 補助金の交付の対象となる者として必要な要件を全て満たしています。
 - 鹿屋市内に畜産施設を有し、かつ、本市に法人住民税を納税する義務がある法人又は本市の住民基本台帳に登録されている個人の肥育農家である。
 - 補助金の交付申請の日以後も事業を継続する意思がある。
 - 市税の滞納がない。
- 2 補助金の申請に係る審査の範囲内において、鹿屋市における私の税情報に関する照会及び調査に同意します。
- 3 補助金の交付決定及び額の確定後に、鹿屋市肥育素牛導入支援事業補助金交付要綱第9条各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該交付決定及び額の確定の取り消し、補助金の返還等に異議なく応じます。

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市肥育素牛導入支援事業補助金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった鹿屋市肥育素牛導入支援事業補助金については、鹿屋市肥育素牛導入支援事業補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

3 交付決定及び交付確定に付した条件

鹿屋市肥育素牛導入支援事業補助金交付要綱に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたことが判明した場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還しなければならない。